

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特定保健指導対象者及び利用者の管理・分析のための電算処理システムの開発について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：健康部 健康推進課 健診係）

## 事業の概要

事業名	特定健診・特定保健指導業務
担当課	健康推進課
目的	生活習慣病の発症や重症化を予防する
対象者	40歳以上の国民健康保険加入者
事業内容	<p>特定保健指導</p> <p>特定健康診査の結果からメタボリックシンドロームに該当し、又はそのリスクが高い受診者を対象に、委託機関において生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導を実施している。委託機関からの実施結果の報告に基づき、特別区では東京都国民健康保険団体連合会が運用する特定健診等データ管理システムを使用し、データ管理を行っている。</p> <p>しかし、上記システムでは入力可能な項目が少なく、特定保健指導利用勧奨、対象者・利用者管理、特定保健指導の効果分析の機能を有していない。また、それを補完する別システムも存在しない。特定保健指導の実施および評価には経年的、個人別の実績管理が必要であるため、区において十分な情報の蓄積を可能にしたデータベースを構築する必要がある。</p>

## 件名 特定保健指導対象者及び利用者の管理・分析のための電算処理システムの 開発について

保有課 (担当課)	健康推進課
登録業務の名称	特定健診・特定保健指導
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 特定健康診査受診者・特定保健指導対象者および利用者</p> <p>2 記録項目 国保記号番号、年齢、性別、受診券整理番号、利用券整理番号、住民番号、カナ氏名、漢字氏名、 健診結果 (健診受診日、健診実施機関分類、健診実施機関名、身体測定結果、検査結果、問診結果) 特定保健指導実施結果 (特定保健指導区分、行動変容ステージ、特定保健指導終了日、特定保健指導終了予定日、 特定保健指導終了状況、初回面接実施の有無、最終アンケート実施時結果、質問票項目、 最終アンケート項目、禁煙指導の回数、支援ポイント、支払い金額)</p> <p>3 記録するコンピュータ 健康推進課に設置するスタンドアローンPC</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>特別区は国保中央会が開発し、東京都国民健康保険団体連合会 (以下、国保連) が運用する、特定健診等データ管理システム (以下、特定健診等システム) を使用しデータ管理を行っているが、入力可能な項目が少なく、特定保健指導利用勧奨、対象者・利用者管理、特定保健指導の効果分析の機能を有していない。特定保健指導の実施および評価には経年的、個人別の実績管理が必要であるため、区において十分な情報の蓄積を可能にしたデータベースを構築する必要がある。</p> <p>なお、特定健診等システムから今回開発するシステムに完全に移行するには、国への報告データを作成するなどのためホストのプログラムの大規模な修正が必要となるため、並存していく。</p>
新規開発・追加・変更の内容	データベースに蓄積した情報について、個人単位で情報を検索できる機能並びに統計報告用の集計機能及びデータの抽出機能を持たせる。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	担当課処理
新規開発・追加・変更の時期	平成23年3月稼働